

令和7年度 玉野市奨学生募集要項

必ず返還が伴います。

申請の前に、返還についてもご家族でよく話し合いの上、申請してください。

1. 奨学資金とは

学校教育法に基づく高等学校、高等専門学校、大学、市内の専修学校に在学する者に奨学金を貸し付け、将来社会に貢献しうる有為な人材を育成するものです。

2. 奨学金の貸付額（月額）

大 学	30,000円	高等専門学校（1年～3年）	20,000円
		” （4年～5年）	30,000円
市内の専修学校	30,000円	高等学校	20,000円

※いずれも無利子

3. 貸付期間

正規の修学期間

4. 奨学生の資格

経済的理由により、修学が困難な者かつ①～③に該当する者

- ① 品行方正、学業成績優秀で成業の見込みのある者
- ② 心身ともに健全であって成業の見込みのある者
- ③ 保護者（連帯保証人）が玉野市民である者

5. 選考基準

<学業基準>

各科目5段階評価の平均3.0以上であること

<家計基準>

世帯あたりの給与収入又は給与以外の所得金額が、独立行政法人日本学生支援機構が実施する第1種奨学金（貸与・無利子・在学採用）の各校種における家計基準の上限以下であること

※選考基準確認シートで収入基準に該当するかおおよその確認ができます。

あくまで目安であり、金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

6. 申請手続き

(1) 申請期間

令和7年4月1日(火)～ 令和7年4月30日(水) 必着

(2) 提出書類

- ①奨学生願書(様式第1号) <健康状況の証明(医師または学校長)を含む>
※健康状況の欄は、医師または学校長が証明する健康診断書を別に添付しても可
- ②卒業校(または在学)の成績証明書(開封されたものは不可)
※在学の場合直近1年分のもの
- ③申請者の世帯全員の所得証明書(収入と所得がわかるもの)

(3) 提出場所

玉野市教育委員会社会教育課へ持参または郵送

※持参する場合は、土日祝日を除く日の8:30～17:15までに持参してください。

7. 選考

奨学生選考委員会に諮り、教育委員会の決議を経て6月下旬までに採否を決定します。
採否の結果は、申請者の保護者の住所に申請者の名前あてに送付いたします。

8. 採用～貸付

(1) 説明会への参加

採用の際、ご案内します。ご参加ください。

(2) 提出書類

- ①誓約書(奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名が記入、押印)
- ②印鑑証明書(奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名のもの)
- ③在学証明書
- ④請求書

(3) 貸付

5月(4～6月分)、8月(7～9月分)、11月(10～12月分)、2月(1～3月分)に口座に振り込みます。(初年度は、8月に4～9月分を振り込みます。)

9. 返還

学校卒業後、6 か月を経過した月から返還が始まります。

(1) 提出書類

- ①奨学金借用証書（奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名が記入、押印）
- ②印鑑証明書（奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名のもの）

(2) 返還の期間と方法

10年以内に、月賦または半年賦で返還していただきます。原則、口座引落としです。

例) 月 賦：3月に卒業した場合、10月から毎月返還

半年賦：3月に卒業した場合、12月から毎年6月と12月に返還

10. 貸付の停止

以下の場合、貸付を停止します。

- ① 奨学生本人が死亡したとき
- ② 疾病、退学その他の理由により、生業の見込みがないとき
- ③ 学業または品行が不良なとき
- ④ 経済事情の好転により貸付を必要なくなったとき

※①のときは、事情により現に受けた資金の返還額を減免することができます。

※②～④のときは即時返還となります。

11. 返還の延期

上級の学校に進学したとき、または特別の事情により一時返還の能力を失うにいたったときは、返還を延期することができます。

12. その他

以下の場合、直ちにご連絡ください。

- ①休学、復学、転学、退学、留年したとき
- ②奨学生本人及び連帯保証人、保証人の氏名、住所、連絡先、職業その他重要な事項に異動があったとき

【申請先・お問い合わせ先】

〒706-8510

玉野市宇野1-27-1

玉野市教育委員会社会教育課（玉野市役所3階）

TEL：(0863) 32-5577



市HP